

ひまわりからの メッセージ

151号

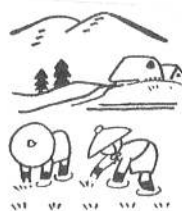
2024. 6. 10

NPOひまわりの花内
西濃園域

発達障がい支援センター

発行人: 中野たみ子

夏は来ぬ



麦秋ばくしゅうと呼ばれる季節です。麦の刈り取りが終わる、あちこちの田に水がひかれる頃になりました。そして、田植えが終わった田も日に日に増えてきています。

車を運転しながら、私はふっと「夏は来ぬ」の唱歌を口ずさんでいました。この歌は、日本の名曲100選に入っているそうですが、五番まであるこの歌の歌詞を知っている人は、相当ご高齢の方かもしれないなあと思いました。でも、この季節の歌なので紹介しておきましょう。

卯うの花の匂ほう垣根ほととぎすに時鳥はや 早も来啼きなきて

忍しのび音ね渡わらす 夏なつは来ぬ

五月雨さみだれのそぞく山田さおとめに 早乙女もすそが裳裾もすそぬらし

玉苗たまな植うえる 夏なつは来ぬ

二番までの歌詞だけ見ても、垣根や山田くらいはイメージ

ジできても、卯の花、時鳥、忍び音、早乙女、裳裾、玉苗など分らないという人も多いのではないだろうか。実は作詞をした佐々木信綱が平仮名で書いていたところを、分かりやすく漢字に書き換えてみたところもあるのですが、それでも現代の生活の中では、この情景をイメージすることは難しいと思います。ラップを好む若い人たちが頭韻や脚韻をたくみに使って作詞しているのを横目に見ながら、こういう言葉や文語体は消えていくのだろうか……と、ちょっと寂しく思いました。

そんなある日のこと、水田に鳥の群れを見つけました。水を張った田んぼは他にもたくさんあるのに、一枚の田だけに集まっています。そして、何かをついばんでいるのです。みみずか、田にしか雑食の鳥がついばんでいる物はわかりませんが、余りも多くが群れているので、しばらく見入ってしまいました。帰宅すると、電線に止まっていた三羽の鳥のうちの二羽が何と飛び下りてきて、隣家のブロック塀の上に止まったのです。私の目と鼻の先、二メートル位の距離です。よく見ると、くちばしの広い「はしぶとがうす」です。そしてじっと動こうとしません。黒くてつやつやした何とも美しい色をした鳥です。いつもゴミをあさっている姿とはまるで違いますが、私に「ねえ、見て見て。これが鴉の濡れ羽色なのよ。」とまるで見せつけるかの様に目だけをくると動かしませんでした。私は、こんな一瞬に心の安らぎをもらっているのでは。有難う。

子ども家庭庁が出来て…… 障がい児支援の行方は？

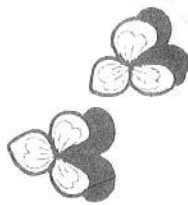


子どもたちに対する福祉サービスとして、今まで厚生労働省を中心に、事業所が多く作られてきました。児童発達支援事業や、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などの事業が展開されてきましたが、皆さんはご存知だったでしょうか。

今年から子ども家庭庁ができたので福祉がどう変わっていくのか……とパソコンを開いてみて驚きました。「事業所を起ち上げるために」というのは、最近増えている企業向けのもですが、「個別の支援計画のたて方のマニュアルまであるのです」。

パッケージ化していく？

個別支援計画



学校の先生方や保護者の方たちに、事業所はどんな所として理解されているのでしょうか。事業所の要であり、一人ひとりの個別支援計画をたてるのは「児童発達支援管理責任者（通称児発管）」ですが、この資格は県

が主催する研修会を数日受ければもらえる資格です。相談支援事業所の相談支援専門員も数日の研修で同様に取得可能なのです。今の日本では事業所は簡単に設立でき、毎年多くの研修で「専門員」が作られていっているのです。こういう制度、ご存知でしたか？

企業が作る事業所は、もちろん営利目的でしょう。それが悪いとは思いませんが、にわか仕立ての児発管が計画を立て、立てられなければマニュアルが用意され、本来は一人ひとりの子どもについて、いいいにアセスメントをし、発達に合わせて立てられるべき計画は一体どうなっていくのでしょうか。それでも、とにかく預けようえば良いのでしょうか。

もちろん質の高い療育を行っている事業所もありますが、どんな事業所を選んだら、我が子の子育てのパートナーとして適切なのか、ほとんどの保護者の方にとり見極めていくのは困難でしょう。設置許可を出す行政にしても、事業内容や職員の質を見極めて行政として指導していくには限界があるにちがいません。

ちょっと愚痴を言ってみました。国の制度によって子育て支援が良くなっているというの欲しいと願っていますが、それよりも子どもに関わる私達や保護者の方たちが子育てについて真剣に考えていくべきなのかもしれません。

児童発達支援ガイドラインの

概要について（子ども家庭庁）

さて、子ども家庭庁のガイドラインの概要をみてみることにしましょう。

幼児期の児童発達支援

ガイドラインの目的は「障害のある未就学の子どもやその家族に対して質の高い支援を提供するために支援の内容や方法等について定める」と書かれています。

そして、児童発達支援は「発達支援」「移行支援」「家族支援」「地域支援」の四つに大別されています。その具体的内容として「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」の五領域の視点を網羅したオーダーメイドの支援をしていくことが本人の発達支援だと記してあります。

以前の発達支援に移行支援の項目はなかったのですが、乳幼児期から生涯に渡ってウェルビーイングの向上を図ること、つまり、その子の健康で幸せな生活を保障し、家族や社会の支えを受けながら自立をはかっていくということになるでしょう。単に乳幼児期

の発達支援だけでなく、次のステップもふまえた子育て支援であるということが明記されているのだと思います。ただ、このガイドラインはまだ「素案」となっている。今後、まだ訂正が加えられるのかもしれませんが。

放課後等デイサービスの支援

放課後等デイサービスについては、改訂概要はあるものの改訂の素案は示されていませんでした。しかし、児童発達支援と同様に五領域の視点をふまえた支援と明記されています。そして、単に子どもが知識やスキルを身につけることが目的ではなく、様々な遊びや体験活動を通じて生きる力を育むことが目的であると記されています。つまり、学習支援や宿題をさせることではなく「生きる力」ということを事業所ももっと考えていくべき、であると言えるのではないだろうか。そして、放課後デイサービスの提供にあたっては、障害特性の理解に加えて児童期や思春期の発達の特徴を理解しておく必要があるとも書かれています。放課後の子どもたちをただ預かって良いのではないのです。学齢期の障害のある子ども達をどのように育てていくのか、そこには人間観や携る人たちの哲学があてはかるべきだと私は思うのですが……それを望むことの虚しさも感じています。

放課後デイサービスの本人支援として、こども家庭
庁の改定版には、「支援の方法として『自立支援と日
常生活の充実のための活動』『体験的な活動や遊び』
『地域交流の機会の提供』『こどもが主体的に参画できる
機会の提供』の四つの基本活動を複数组み合わせて行
うことを基本とする。」とあります。学校の自立活動と
どのようにリンクさせ、連携をとっていくのか、各事業所
の質が問われていくことでしょう。

保育所等訪問支援

保育所等訪問についてガイドラインの概要はあるも
のの詳しい改定はまだ無く、厚労省のガイドラインのまま
になっています。

保育所等訪問支援というのは、子どもが日々通っている
保育所等に事業所の職員が出かけて行き、他の子どもと
の生活場面への適応のための支援をするというものです。
保育所等というのは、一体どこなのか、厚労省の資料に
は園だけでなく、小学校への支援もあげられているのです。
こども家庭庁の支援の具体的内容の中には、こども本
人への支援と保育士等への支援という文言はあるものの
教員等への支援という文言はありません。学校支援とし
て厚労省の記述にも成果のまとめとして「もしかしたら服

薬だけでも言動の変化が得られたかもしれない」と記され
て、思わず笑ってしまいました……。法律の規定した
保育所等ということはどこをさすのか、明確でなく、大
解釈もできませんが、事業所の職員が学校に入って教
育との連携がどこまで可能なのだろうかと考えてしま
いました。生活を共にしている支援員や介助員とちがっ
て、二回程の訪問で何ができるのだろうか、私自身の無力
さも反省しつつ、資料を読み終えました。

昔とちがって障がいのある子に対する支援はとも広がっ
てきています。本当に喜ばしいことです。でも一方で叱らない
子育て、子どもの意思の尊重ということが何でも子ども
の言うなりになることだと考えてしまっているのではないよう
か。社会というは組みの中で生きていく時に必要な力
は幼児期から家庭でも園でも大人が真剣に考え
ていくべきではないでしょうか。十年後、二十年後、どんな
日本になっているのでしょうか。老婆心ですが心配です。

お知らせ

7/8 センター親の会

ソフトピアセンター
10F

8月は休会です。

7/24 ピアサポート

成人相談は

7/8 揖斐川

7/9 養老

7/23 安ハ

